

軍人の投降は、モンケの親征の時期と、襄陽陥落後の時期とに數多く見られる。しかし、劉整のように、右の二つの時期を山とすれば、その間の谷間にあたる時に、突然、蒙古側に投降したのは稀な例と言える。

この劉整の投降は、もっぱら南宋側の内部事情によるものと考えられ、とりわけ時の権力者賈似道と當時の南宋の四川に對する統治とも無關係ではない。こうした問題の一端に觸れてみたい。

唐代兩稅法管見

——戸等制の問題とも關連して——

船越泰次

唐代兩稅法の課税體系は、夏秋苗の作付に對應し見苗田畝上に課される斛斗の徵科と、資産に應じ戸に課される夏秋の兩稅錢賦課の兩種徵科により成ると解される。ところで少なくともこのうち兩稅錢賦課に關しては、從來、これを舊來の九等の戸等により課されたとする見方が一般である。しかしながら當時戸等の實態やその他からみて、こうした理解は成立しむがたいように思われる。この説の根據は兩稅法諸記事にみえる等第・定戸の語にあると思われるが、これらの語は概ね戸の兩稅額査定の義として用いられていることに注意したい。そしてこの後の兩稅法の展開や戸等制の變化とも關連し、兩稅法の賦課問題、兩稅法と戸等の關係について論じてみたいと思ふ。また穆宗長慶三年（八二三）になされた元額の同州奏均田狀を

とりあげ、税制解釋上の問題點にもふれてみたい。
發表では以上の點を中心に、唐代兩稅法に關し私見を述べることにしたい。

後漢末の政治思想と政治動向

狩野直禎

後漢末期、靈帝以後の政治思想を現實の政治との關連において考えてみたい。

崔寔（政論）、應劭（風俗通義）、荀悅（申鑒）、徐幹（中論）、仲長統（昌言）等の名前が、先ずこの期を代表する學者・思想家として擧げられてくるであろう。當然これらの人物を抜きにして、この期の政治思想・政治の方向づけを論じ得ないが、後漢書及び三國志の列傳中に引用されている、上書・對策などを取り出して、考察の材料としたい。

前者のグループの中、荀悅（一四八—二〇九）は、申鑒卷二「時事」の卷首に、

最凡有二十一首其初二首尙知貴教及其二首有申重可舉者十有九事

と述べ、「明考試」以下の十九事を列擧する。

後者の中に例えは盧植（？—一九二）がいる。劉備・公孫瓚は彼に師事したのであるが、彼は光和元年（一七八）、日食の際に、

消禦災凶宜有其道謹略陳八事